

# 業務指示書

## トルコ国防災都市計画に係る情報収集・確認調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2013年7月31日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年8月5日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( ) に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人（外資系を含む。）に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災の視点を含む都市計画及び都市インフラ、建築物の防災対策に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

( ) (1) と (2) を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

#### (2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

#### (3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（トルコ 及びその他 全世界）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年8月9日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
機材費
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TRY1 = 50.882 円 , US\$1 = 98.07 円 , EUR1 = 127.76 円)

## 第8 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限りに、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/防災都市計画  
防災基盤計画  
病院防災・災害時施設運営

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.50 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年8月23日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の経験・能力
- ②本件業務の実施方針
- ③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
  - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
  - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き



●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

トルコ国防災都市計画に係る情報収集・確認調査

| 評価項目   | 配点          |              |
|--|-------------|--------------|
| <b>1. コンサルタント等の経験・能力</b>                           | (10.00)     |              |
| (1) 類似業務の経験  | 6.00        |              |
| (2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)                       | 4.00        |              |
| <b>2. 本件業務の実施方針</b>                                | (40.00)     |              |
| (1) 業務指示書の理解度                                      | 4.00        |              |
| (2) 業務方針的確性  | 12.00       |              |
| (3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等                       | 18.00       |              |
| (4) 要員計画の妥当性                                       | 6.00        |              |
| (5) その他 (実施設計・施工監理体制)                              |             |              |
| (6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)               |             |              |
| <b>3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力</b>                       | (50.00)     |              |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価                        | (26.00)     |              |
|  | 業務主任者<br>のみ | 業務管理<br>グループ |
| 1)業務主任者の経験・能力 総括/防災都市計画                            | (26.00)     | (21.00)      |
| イ 類似業務の経験  | 10.00       | 8.00         |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験                        | 3.00        | 2.00         |
| ハ 語学力  | 4.00        | 4.00         |
| ニ 業務主任者としての経験及び評価                                  | 5.00        | 4.00         |
| ホ その他学位、資格等  | 4.00        | 3.00         |
| ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等) |             |              |
| 2)業務管理グループの管理体制                                    | -           | (5.00)       |
| イ 業務管理体制   | -           | 5.00         |
| (2) 業務従事者の経験・能力                                    | (24.00)     |              |
| 1) 担当事項: 防災基盤計画                                    | (12.00)     |              |
| イ 類似業務の経験  | 6.00        |              |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験                        | 1.00        |              |
| ハ 語学力  | 3.00        |              |
| ニ その他 学位、資格等                                       | 2.00        |              |
| 2) 担当事項: 病院防災・災害時施設運営                              | (12.00)     |              |
| イ 類似業務の経験  | 6.00        |              |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験                        | 1.00        |              |
| ハ 語学力  | 3.00        |              |
| ニ その他 学位、資格等                                       | 2.00        |              |
| 3) 担当事項:   | ( )         |              |
| イ 類似業務の経験  |             |              |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験                        |             |              |
| ハ 語学力  |             |              |
| ニ その他 学位、資格等                                       |             |              |
| 4) 担当事項:   | ( )         |              |
| イ 類似業務の経験  |             |              |
| ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験                        |             |              |
| ハ 語学力  |             |              |
| ニ その他 学位、資格等                                       |             |              |
| 総合評点   | [100.00]    |              |

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 業務の背景

トルコの国土の大部分を占めるアナトリア半島は、北側のユーラシアプレート、南側のアフリカプレート及びアラビアプレートの境界部に位置しており、地震活動が非常に活発な地域である。1999年イスタンブールにて2度の大地震（コジャエリ地震及びデュズジェ地震）が相次いで発生し、また2011年10月23日トルコ東部のヴァン県においてマグニチュード7.1の大地震が発生。共に多くの犠牲者を出している。加えて、トルコでは近年の著しい経済発展による都市構造の複雑化及び経済構造の高度化により災害に対する脆弱性が高まっている。

地震大国であるトルコは、歴史的にも早い段階から地震対策に取り組んできており、「第9次国家開発計画2007-2013」においては「地域開発や都市計画における防災管理の確保」が計画として定められ、また2012年4月に首相府緊急事態管理庁（AFAD）により作成された「NATIONAL EARTHQUAKE STRATEGY AND ACTION PLAN 2012-2023」（以下、アクションプラン）に基づき、ハザードマップの製作や建築物やインフラの耐震化などが進められている。さらに、2012年5月施行の法律6306号「LAW ON REGENERATION OF AREAS THAT ARE UNDER DISASTER RISK」（以下、都市再整備法）に基づき、2012年10月より脆弱な建物の建替えのための取壊し・再開発が進められている。

他方、これらの災害対策は、構造物対策が中心であり、またトルコ政府及び他ドナーの支援は、経済の中心であるイスタンブールに集中しているが、他地域における取組は十分ではない。中でも、イスタンブールの対岸に位置するブルサ県は、イスタンブール災害時の支援機能や経済機能を補完する役割が期待されており、JICAでは、「マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育プロジェクト」、「防災教育プロジェクト」、「リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト」等の技術協力により、ソフト面から、国連世界防災戦略事務局（UNISDR）が推進する「レジリエントな街づくり」の視点を具現化すべく支援を行っている。

この様な背景の下、本年5月の首脳会談を受けて、トルコ側から、これまでのJICAの支援を有機的に連携させ、且つインフラ面からの資金協力の可能性も踏まえた、ブルサ県における防災都市計画（Disaster Resiliency Urban Plan）策定支援の要望があった。同要望を受け、ブルサ県における中・長期のJICAによる防災セクター支援の方向性及び支援プログラムを検討すべく、情報収集・確認調査を実施することとした。

### 2. 業務の概要

#### (1) 対象地域

トルコ共和国（アンカラ県、ブルサ県）

#### (2) 相手国対象機関

- ・首相府緊急事態管理庁（AFAD：Disaster and Emergency Management Presidency）
- ・財務庁（UT：Undersecretary of Treasury）
- ・環境都市整備省（MoEU：Ministry of Environment and Urbanization）
- ・保健省（MoH：Ministry of Health）
- ・国民教育省（MoNE：Ministry of National Education）
- ・開発省（MoD：Ministry of Development）

- ・ブルサ県 (BG : Bursa Governorship)
- ・ブルサ市 (BMM : Bursa Metropolitan Municipality)

### (3) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

我が国の対トルコ国別援助方針では、重点分野の一つを「持続的経済発展の支援」としており、防災対策を行う本事業は本方針に合致する。また、近年の我が国による防災セクターへの援助実績としては、1. に記載した技術協力に加え、「イスタンブール地震防災計画基本調査(2001年～2002年、開発調査)」、「イスタンブール長大橋耐震強化計画(2002年 L/A 調印、円借款)」、「地震観測能力強化プロジェクト(2009～2012年、技術協力)」、「ヴァン地震国際緊急援助(2011年、緊急援助)」等が挙げられる。

### 3. 業務の目的

本調査は、災害リスク管理にかかる国際社会の議論、既往の JICA 支援の成果、及び我が国の知見・技術を踏まえ、トルコと我が国の知見・技術の相違点を明確にした上で、ブルサ県におけるレジリエントな街づくりのコンセプトの提案を行い、同コンセプトに基づく防災案件のロングリスト化、及びその中で優先度の高い事業の概要(コンセプト及び事業規模(概算)を含む)の提案を目的にする。

### 4. 業務の範囲

コンサルタントは、上記「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

- (1) 「3. 業務の目的」にも記されたように、すべての作業につき、トルコ関係機関が理解できるようトルコと我が国の知見・技術の相違点を明確にすることを念頭に置くこと。その上で、我が国の知見・技術を活かしたレジリエントな街づくりの重要性をトルコ側に理解させ、それに資する具体的な防災案件をリストアップすること。
- (2) トルコ側関係機関は多岐に渡るが、積極的に意見交換、説明を行い、JICA 中東・欧州部の意向に沿って合意形成を図りながら業務を進めること。加えて、トルコ側関係者、特に想定される事業の実施主体者の主体者意識を醸成・促進する工夫を行うこと。なお、調査内容の説明資料や成果品に関しては、図表等を活用して可能な限り提案内容を可視化したものとする。
- (3) JICA 中東・欧州部には、報告書提出時だけでなく、定期的に調査進捗につき、電話・メールベースで報告を行うこと。
- (4) JICA 技プロ「リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト」(2013～2017年度)は、パイロット地域としてブルサ県を位置づけて実証事業を行う予定であるところ、必要に応じて同プロジェクトのコンサルタントチームと情報交換を行うこと。
- (5) 情報収集作業については同種の調査を参照することをベースとし、コンセプト提案、本邦企業の参画可能性にかかる分析に作業重点を置くこと。

## 6. 業務の内容

### (1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの説明・協議

- ア 調査開始に先立ち、入手可能な既存資料及び類似案件情報等の収集分析を行う。
- イ 上記アによる分析を踏まえ、以下 a~g を骨子とするドラフト・インセプション・レポートを作成する。d.については、各作業の目的、必要性、結果の活用方法（調査終了後を含む）、対象者、作業担当者・部署等についても作業内容毎に想定できる範囲で明確に記載すること。
  - a 調査の背景
  - b 調査の目的
  - c 調査の実施方針
  - d 調査の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット等を明記）
  - e 作業計画（作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等）
  - f 調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
  - g 調査実施体制（国内支援体制、実施機関内の体制、関係者との連携等）
- ウ JICA 中東・欧州部との協議を通じ、必要に応じて加筆修正を行い、インセプション・レポートを完成させる。

想定されるインセプション・レポートの目次は以下のとおりである。

（目次例）

#### 第1章 ブルサ県において想定される地震による被害

- 想定されるシナリオ地震とその規模
- 過去の同種検討から推定される被害（建物、インフラ、人身被害等）

#### 第2章 レジリエントな街として不足している点の提示

- 災害対応として必要な対策の提示、現状と必要な対策の乖離の提示（道路拡幅等のインフラ整備、ライフライン確保等）
- 優先対応事項の列挙及びその背景説明
- 災害拠点病院の必要性
- 患者数などから必要な災害拠点病院の配置、機能、設備、規模等の試算
- 学校の防災能力強化の必要性
- 避難場所としての学校に必要とされる機能、設備、規模等の試算
- 防災複合施設の必要性
- 防災複合施設が持つべき機能、設備、規模等の試算

#### 第3章 省 ブルサ県におけるレジリエントな街づくりの提案

- レジリエントな街づくりのコンセプトの提案
- 上記の街づくりのコンセプトを踏まえた、以下 a~c の事業にかかるコンセプトの提案、及び我が国の知見・技術の活用可能性の示唆
  - a. 災害拠点病院建設事業
  - b. 学校の防災能力強化事業
  - c. 防災複合施設建設事業
- 上記各事業の規模（概算）の提示
- その他、街づくりのために優先度の高い防災事業のリストの提示

なお、上記の目次は現時点での想定であり、適宜協議するものとする。

(2) 第1次現地調査 (2013年9月中旬～10月中旬頃)

- ア 国内事前準備にて作成したインセプション・レポートをトルコ関係機関へ説明し、協議・意見交換を行う。
- イ インセプション・レポートの工程に従い、以下、ブルサ県における防災都市計画にかかる a～h について情報の収集、現状・課題の分析を行う。なお、トルコと我が国の知見・技術の相違点を明確にすることを重視する。
  - a. ブルサ県の地震等の災害リスク、及び想定地震における被害想定 (なお、本業務で新たに解析・算定するのではなく、以降のレジリエントな街づくりのコンセプトを担保するものとして他地域を含めた既往の同種の調査をベースに、おおよその規模、傾向把握を目的とするものとする。)
  - b. 都市開発計画、防災計画の策定及び実施状況、及び上流開発計画における位置づけ、関連法規との整合性等分析
  - c. インフラ整備状況 (災害拠点病院、学校等の広域指定避難場所、等)、及び a を踏まえた課題分析
  - d. 制度 (政策、関連法規、建築基準、免震基準、運用体制) に係る現状と課題
  - e. d を踏まえた、複数セクターにまたがるレジリエントな街づくり事業における関係機関の機能・役割分担の状況、及び実施体制にかかる課題
  - f. 経済・産業構造及び災害時の経済活動を継続するための物流 (陸・海・空) 整備状況及び災害時の物流確保等にかかる課題、及び必要な対策 (ソフト/ハード)
  - g. トルコ防災セクター (特にインフラ整備関連) における他援助機関 (EU、EIB、世銀等) や二国間ドナーの援助計画、支援実施動向
- ウ イにおける情報収集・課題分析を踏まえつつ、ブルサ県の防災都市計画づくりのコンセプト (案) を検討、提案する。
- エ イにおける情報収集・課題分析、及びウにおける検討・提案を踏まえつつ、並行してレジリエントな街の実現に必要なと想定される災害拠点病院建設の候補案件を挙げて、コンセプト (ハード/ソフト) 及び事業規模 (概算) の提案を行う。なお、トルコと我が国の知見・技術の相違点を明確にし、かつ、本邦企業の参画可能性に関しても分析を行う。
- オ 上記エとともに、学校の防災能力強化、及び防災公園や防災センターのような防災複合施設建設にかかる候補事業コンセプト (ハード/ソフト) 及び事業規模 (概算) の提案を行う。なお、トルコと我が国の知見・技術の相違点は明確にする。
- カ イ e を踏まえ、複数セクターにまたがるレジリエントな街づくり事業における最適なトルコ側の実施体制につき、関係機関と協議・検討し、提案する。

(3) 第1次国内作業 (2013年10月下旬～11月上旬頃)

- ア 第1次現地調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行い、レジリエントな街づくりのトルコ側への提案の取り纏め作業に入る前に、取り纏めの方向性についてまず JICA 中東・欧州部と協議する。
- イ 上記アによる分析・協議を踏まえ、都市計画/災害拠点病院/学校/防災複合施設にかかる事業のコンセプト提案資料の取り纏めを行い、その結果について JICA 中東・欧州部及びトルコ事務所へコメント依頼を行う。

- ウ JICA からのコメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、コンセプト提案資料を完成させる。
- エ また、第1次現地調査結果を踏まえ、第2次現地調査において、現状課題を踏まえて必要と考えられる対策を中心に、具体的な案件検討に必要な調査内容についても JICA 中東・欧州部に対して説明する。
- オ 必要に応じて、本邦企業に対する調査内容の説明及び意見交換を行う。

(4) 第2次現地調査 (2013年11月中旬～12月中旬頃)

- ア コンセプト提案資料について関係機関へ説明するため、トルコ関係機関に対して中間報告会を開催する。その中で協議・意見交換を行い、第2次現地調査の方向性につき確認する。
- イ 前記(2)オで提案した学校等公共施設や防災公園や防災センターのような複合施設について、本邦企業の参画可能性に関しても分析を行う。
- ウ 災害拠点病院/病院/学校/複合施設以外にレジリエントな街の実現に必要な個別事業のロングリストを作成する。同リストにおいて特に優先度が高く、かつ本邦企業の参画可能性が高いいくつかの事業については、コンセプト及び事業規模(概算)の提案を行う。
- エ レジリエントな街づくり事業における最適なトルコ側の実施体制につき、関係機関と協議の上、JICA と協力して合意形成を図る。

(5) 第2次国内作業 (2013年12月下旬～2014年1月中旬頃)

- ア 第2次現地調査結果を基に、現状・課題の整理・分析を行い、ドラフト・ファイナル・レポートの取り纏めの方向性について、取り纏め作業に入る前に、まず JICA 中東・欧州部と協議する。
- イ 上記アによる分析・協議を踏まえ、ドラフト・ファイナル・レポートの取り纏めを行い、JICA 中東・欧州部及びトルコ事務所へコメント依頼を行う。
- ウ JICA からのコメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、ドラフト・ファイナル・レポートを完成させる。
- エ なお、同レポートは、第2次現地調査までの結果を踏まえ、第3次現地調査において、現状課題を踏まえて必要と考えられる対策を中心に、具体的な案件検討に必要な調査の提案を含めることとする。
- オ 必要に応じて、本邦企業に対する調査内容の説明及び意見交換を行う。

(6) 第3次現地調査 (2014年1月下旬～2月下旬頃)

- ア ドラフト・ファイナル・レポートをトルコ関係機関に対して説明し、協議・意見交換を行い、第3次現地調査の方向性につき確認する。
- イ 上記アを踏まえ、本調査全体にかかる作業内容、進捗、課題及びその解決のための今後の対策について JICA 中東・欧州部と協議し、必要な対応をとる。
- ウ 調査の全体成果につき、トルコ関係機関に対して最終報告会を行う。

(7) 帰国後整理作業 (2012年3月上旬～4月中旬頃)

- ア 第3次現地調査結果を基に、本調査全体にかかる作業内容、進捗、課題及びその解決のために必要な対策、今後の対応に関する取り纏めの方向性を、全体の取り纏め作業に入る前に、まず JICA 中東・欧州部と協議する。

- イ 上記アによる分析・協議を踏まえ、ファイナル・レポートの取り纏めを行い、JICA 中東・欧州部及びトルコ事務所へコメント依頼を行う。
- ウ JICA からのコメントを踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、ファイナル・レポートを完成させる。

## 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

### (1) 調査報告書

#### 1) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2013 年 9 月上旬頃

部 数：和文 5 部、英文 10 部、電子データ 1 部

記載事項：我が国国内で入手可能な資料・情報を整理分析し、業務実施に関する基本方針、方法と内容（活動項目、手法、全体概念図等）、実施体制及びスケジュール等。なお、現地作業前に、発注者と協議を行うこととする。

#### 2) コンセプト提案資料

提出時期：2013 年 11 月中旬頃

部 数：和文 5 部、英文 10 部、電子データ 1 部

記載事項：防災都市計画/災害拠点病院/学校/防災複合施設にかかる候補事業につき、我が国の知見・技術を盛り込むことを前提として、その必要性及び妥当性の説明、並びにコンセプト及び事業規模（概算）等についての提案。

#### 3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2014 年 3 月中旬頃

部 数：和文 5 部、英文 10 部、電子データ 1 部

記載事項：第 2 次現地調査までの調査結果を整理・分析し、第 3 次調査における課題及びその対策について整理・提案を行う。要すれば、第 3 次現地作業以降の方向性の再検討も行うこと。

#### 4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2014 年 4 月中旬頃

部 数：和文 7 部、英文 10 部、要約版（和）7 部、（英）10 部、CD-R1 部

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）。記載事項については事前に関係者のコメントを受け、必要な加筆・修正を行ったものとする。

注 1) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

### (2) その他の報告書類

#### 1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 日以内



部 数：和文3部

## 2) 業務月報

記載事項：国内・海外における業務従事期間中の業務に関する以下の事項

- ① 当月の進捗
- ② 翌月の計画
- ③ 当面の課題
- ④ 業務フローチャート
- ⑤ その他先方実施機関との合意文書等

提出時期：毎月

部 数：和文1部

## 3) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R 提出時にまとめて提出。

部数：報告時は必要部数、F/R 提出時は F/R に添付もしくは別添とする。

## (3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## (4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で発注者に提出する。

## (5) 報告書作成にあたっての留意点

- ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。
- イ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
- ウ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについて提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2013年9月上旬より業務を開始し、2014年4月中旬の終了を目処とする。作業行程、各報告書作成時期の目処は次表のとおり。

| 項目            | 2013年 |     |     |     | 2014年 |    |    |    |
|---------------|-------|-----|-----|-----|-------|----|----|----|
|               | 9月    | 10月 | 11月 | 12月 | 1月    | 2月 | 3月 | 4月 |
| 派遣前準備作業       | □     |     |     |     |       |    |    |    |
| インベション・レポート   | △     |     |     |     |       |    |    |    |
| 第1次現地調査       | ■     | ■   |     |     |       |    |    |    |
| 第1次国内作業       |       |     | □   |     |       |    |    |    |
| コンセプト提案資料     |       |     | △   |     |       |    |    |    |
| 第2次現地調査       |       |     | ■   | ■   |       |    |    |    |
| 第2次国内作業       |       |     |     | □   |       |    |    |    |
| ファイナル・レポート(案) |       |     |     |     | △     |    |    |    |
| 第3次現地調査       |       |     |     |     |       | ■  | ■  |    |
| 帰国後整理作業       |       |     |     |     |       |    | □  | □  |
| ファイナル・レポート提出  |       |     |     |     |       |    |    | △  |

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目途

合計 約 30 M/M

##### (2) 業務従事者の構成(案)

要員計画の構成分野(案)を以下に示す。

- \*業務内容及び業務工程を考慮のうえ、上記の業務量の目途を超えない範囲で、より適切な要員構成がある場合、理由とともにプロポーザルにて提案すること。
- \*上記の格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全

体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/防災都市計画 2号
- 2) 防災基盤計画 3号
- 3) 病院防災・災害時施設運営 3号
- 4) 災害拠点施設 (設計)
- 5) 災害拠点施設 (構造)
- 6) 災害拠点施設 (設備)
- 7) 防災医療計画
- 8) 経済/財務分析

なお、提案にあたっては、各担当分野の団員には以下の役割が期待される。

- 1) トルコブルサ県におけるレジリエントな街づくりの実現に必要な都市計画を策定する場合に、トルコに有益な我が国の都市防災対策の例を紹介しながら、ブルサ県の街づくりの方向性及び取り組むべき対策を提示する。また、本プロジェクトの最適な実施体制の検討についても整理する。なお、トルコ関係機関と協議を実施しながら、防災分野の我が国の知見・技術を説明し、調査団としての見解を述べる他、調査全体の運営や方向性の検討を行う等、取りまどめの役割を負う。
- 2) 1) とともにレジリエントな街づくり計画のコンセプト提案を行う他、同計画において必要なインフラやライフライン等の改修・整備事業のリスト化等を行う。また、1) の業務を補佐する役割が想定される。
- 3) 災害時に病院がどのような機能(床数、診療科、医療従事者数、院内の構造等)を必要とするかにつき、トルコの課題の整理を行い、我が国の知見の活用方法を紹介し、災害拠点病院の事業概要につき提案を行う。また、1) の業務を補佐する役割が想定される。
- 4)、5)、6) 病院や学校、災害複合施設等の災害拠点となり得る施設(必要に応じては、官公庁などその他施設も含む)に関し、設計、構造、設備の面からトルコの課題を明確にし、我が国の知見を活かしながら、各施設の事業概要につき提案を行う。
- 7) 災害時の病院同士の地域間連携や我が国で言う D-MAT のような救急医療隊、その他の援助機関受入れ方法等、災害時医療のための備えにつき、トルコの課題を整理し、我が国の知見を活用した事業内容につき、提案を行う。
- 8) 本調査にて提案される都市計画のコンセプトの実現により見込まれるおおまかな経済効果や同計画において優先度が高い候補事業ごとの経済効果を分析する。また、自治体が防災投資に予算を確保できるだけの財務能力があるか等の分析を行う。

### 3. ローカル・リソースの活用

本件調査について、経験・知見を豊富に有する現地傭人等ローカルリソースの知見を積極的に活用することとする。また、再委託することも可とする。

想定している業務内容は現地における情報収集である。但し、必要に応じて上記以外の業務についてもプロポーザルにより提案可能とする。なお、提案の際には業

務量の根拠をプロポーザルに記載すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

配布資料：

- (1) 「トルコ国 イスタンブール地震防災計画基本調査 最終報告書」（2002 年度）
- (2) 「トルコ国 リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト 詳細計画報告書」（2012 年度）
- (3) 本件にかかる JICA 内収集・作成資料

#### 5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお、経費は別見積もりとする。

#### 6. その他の留意事項

##### (1) 通訳備上費

業務実施上、必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。トルコ語⇔英語（もしくは日本語）通訳の現地備上にかかる経費は見積りに計上すること。

##### (2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、機構トルコ事務所、在トルコ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動する場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所緊密に連絡を取るよう留意する。また、日本国内におけるバックアップ体制も構築する。なお、当該安全管理体制はプロポーザルに記載すること。

##### (3) 複数年度契約

本業務においては、複数年度契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算の必要はない。

以上